

名古屋市の職員組合活動

市、有給対象を縮小

来月から

名古屋市は20日の市議会
会で、これまで有給で認
められていた組合活動の
範囲を、10月から縮小す
ることを明らかにした。

総務省から1月、「(組
合活動の一部が)適法の
範囲を超えている」と指
摘されたためという。則
ち竹勅仁市議(民主党クラ
ブ)の質問に答えた。

同市によると、指摘さ
れたのは昨年4、9月

に、市職員労働組合や自
治労市労働組合などのの
べ約7千人が行った組合
内の役員会議約2万時間
(約6千万円)分。

地方公務員法で、勤務
時間中でも適法な組合の
活動は認められている。
同市はこれまで、組合の
当局との交渉や予備交渉
に加え、役員会議も有給
としてきた。

しかし、総務省が全国

の自治体を調査した結
果、111の自治体の組
合活動の一部が、有給対
象としては不適切と指摘
された。

こうした結果を受け、
名古屋市は10月から役員
会議を有給の対象から外
すことを決めた。経過措
置として、来年4月まで
は、役員会議にかかった
時間の約半分は有給とす
るという。